

平成 26 年 2 月 21 日 開会

平成 25 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 25 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

1	日 時	平成 25 年 2 月 21 日 午後 5 時 00 分から午後 6 時 20 分			
1	場 所	紫波町中央公民館			
1	出席委員	委員 長	高 橋 榮 幸	君	
		委 員	松 川 久 美	君	
		委 員	森 田 英 仁	君	
		教 育 長	侘 美 淳	君	
1	欠席委員	職務代理	佐 藤 秀 道	君	
1	説 明 員	教育部長	小田中 健	君	
		学務課長	森 川 一 成	君	
		生涯学習課長	高 橋 正	君	
		学校給食センター所長	新井田 友 子	君	
		学習推進室長	谷 地 和 也	君	
		学務室長	中 田 秀 男	君	
		指導主事	村 松 雅 彦	君	

付議事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 1 号
財団法人紫波社会体育振興会の解散について
- 日程第 3 議案第 1 号
教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて（非公開）
- 日程第 4 議案第 2 号
平成 26 年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を
求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 号
平成 26 年度一般会計予算案（教育委員会分）について
- 日程第 6 議案第 4 号
紫波町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について

議事の概要

（開会 午後 5 時 00 分）

- 高橋委員長
これより会議を開きます。
本日の出席者は 4 名でございますので、会議は成立いたしました。
佐藤委員からは、欠席の連絡がありました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配布されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成 25 年度第 12 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。
日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。
- 侘美教育長
（平成 25 年度第 11 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行

事について報告)

- 高橋委員長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、報告第1号「財団法人紫波社会体育振興会の解散について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
報告第1号、「財団法人紫波社会体育振興会の解散について」であります。
紫波社会体育振興会は、自転車競技場の維持管理運営と体育振興事業の普及促進を図る目的で、昭和52年に設立されました。
その後、昭和58年に財団法人紫波体育協会が設立され、町内の諸団体と連携しながら社会体育スポーツの振興と競技スポーツの強化を図ってきたところです。
しかし、平成20年の公益法人制度改革により当振興会は財団法人から一般財団法人へ移行する必要性が生じました。その後、県教育委員会と協議を重ねてまいりましたが移行はできないということが判明いたしました。そこで、2月19日、理事会において解散を決定したものです。
経過、今後の詳細は、生涯学習課長が説明いたします。
- 高橋生涯課長
財団法人紫波社会体育振興会の解散について、ご説明いたします。紫波社会体育振興会の設立経緯ですが、昭和45年に開催されました第25回岩手国体の自転車競技の会場として、紫波町営自転車競技場が建設されました。この国体では、岩手県は天皇杯を獲得しましたが、その原動力となったのが自転車競技でありました。その後、紫波総合高等学校を始め、県内の高校自転車競技は全国レベルで活躍しております。
昭和45年の岩手国体後は、岩手県民体育大会町村の部において、紫波町は輝かしい成績を収める一方、この頃、全国家庭婦人バレーボール大会に出場するなど、スポーツ活動の高まりとともに町内の体育施設の整備と併せ、自転車競技場の維持管理運営と体育振興事業の普及促進を図る目的で、昭和52年に財団法人として紫波社会体育振興会が設立されました。また、昭和58年には、現在の財団法人紫波町体育協会が設立され、現在に至っております。
紫波社会体育振興会は、主として自転車競技をメインとした施設管理及び自転車競技の普及活動を行っております。また、紫波町体育協会は、体育スポーツの普及振興、町民の体力向上及び指定管理者として紫波町の体育施設の管理を行っております。

次に解散に至る経緯です。

公益法人制度改革により、従来の財団法人は公益財団法人か一般財団法人への移行をしなければならず、社会体育振興会としては一般財団法人への移行申請を、主務官庁である岩手県教育委員会に申請しておりました。

申請後の事前審査の段階で、体育振興会の事業全部を体育協会に委託しており、実質的な法人活動を行っているとは認めがたいこと。また、体育振興会は実質的な公益活動を体育協会に委託しているので、公益活動を行っているとはいえないので、一般財団法人への移行は難しいとのご指摘を受けました。

2 ページにお進み下さい。

県教育委員会から指摘を受けましたが、平成 28 年の国体のために、自転車競技場の走路改修工事を行わなければならない、公益財団法人 J K A からの補助金の交付を受け走路改修工事を行っており、もし、社会体育振興会が解散ということになれば、補助金の返還ということも考えられることから、県の国体局及び県教育委員会とも対応を協議してまいりました。

こうした県教育委員会等との協議の中で、社会体育振興会と体育協会を統合し、体育振興会の事業及び資産を譲渡することとし、J K A とも協議した結果、補助金の返還の必要はないこと、資産の譲渡についても問題はないということになっております。今後、J K A には、社会体育振興会から体育協会へ事業等の移行手続きを進めることとしております。

3 ページにお進みください。

今までの経緯を踏まえ、県教育委員会から、吸収合併による体育協会との合併についてのお話もあり、吸収合併することとして進めておりましたが、体育協会の一般財団法人への移行が遅れることが懸念され、新年度の業務に支障をきたすおそれが生じることなどから、2 月 1 9 日の体育振興会の理事会において、解散を決定いたしました。解散に伴い、清算人に常務理事の佐美教育長を選任し、残余財産の処分は体育協会へ寄附することで決定いたしました。

体育振興会が保有する資産及び事業については、資料をご覧ください。

また、財務状況については 5 ページ以降の資料をご覧ください。なお、体育振興会の解散については、体育協会の役員会、理事会及び評議員会でもご説明し、ご理解を頂き、体育協会の定款等の変更も議決を頂いております。

最後に、なぜ、自転車競技場等の施設を体育協会に移管しなければならいかということです。自転車競技場のような施設は、特殊競技施設でありまして、現行制度上、国の補助事業の対象施設にはなっておりません。私どものような寒冷地では、必ず走路等の補修工事が 1 0 年スパンで行わなければなりません。

今回、補助を頂きました J K A の補助金交付団体には、地方公共団体は含まれておりませんので、今後の維持管理をしていく上でも、体育協会への移管が必要であると判断したしだいです。

なお、移管に伴い、従前の通り必要経費は町から体育協会に財政援助をすることとしております。以上、体育振興会の解散についてご報告いたします。

○ 高橋委員長

ただ今、報告第 1 号について説明がありましたが、このことについて何かご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、報告第1号につきましては、以上であります。

○ 高橋委員長

次に、日程第3議案第1号についてであります。教育機関の長の人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手、全員)

出席委員の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。

それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長、生涯学習課長を除く事務局職員は退場をお願いします。

～ 非 公 開 ～

○ 高橋委員長

次に、日程第4、議案第2号「平成26年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第2号「平成26年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」であります。

平成25年度の紫波町教育委員会教育行政方針につきましては、町の町民憲章を土台としながら、人づくりということに関し教育委員会の諸施策を再構築したところです。平成26年度につきましても、引き続き町民憲章の理念の具現化、実現を図るべく教育行政の基本に据えて、学校教育、生涯学習、そして給食センター運営の方針と施策を定めようとするものです。

内容につきましては、各課長等が説明いたします。

○ 森川学務課長

学校教育行政の方針と施策について、ご説明します。

最初に、学校教育行政のめざすものですが、町民憲章の実現に資する学校教育の展開によって、知・徳・体のバランスの取れた力の育成を推進するとともに、社会の変化に対応できる能力と国際的な視野を備えた心豊かな人間の育成を目指しています。目標につきましては、先ほど教育長が説明した通りでございます。

3番の学校教育指導計画の基本方針でございますけれども、8つに分類してあります。

1つ目に、効果のある・力の学校づくりといたしまして、「いわて型コミュニティスクール構想」に基づく目標達成型学校経営の充実。次に、地域に開かれた学校づくりということで、学校評議員制度の推進とか、学校から積極的に情報を発信し、知徳体のバランスの取れた教育課程編成の推進でございます。

2つ目に、確かな学力を培い、生き抜く力を育成する学校づくりということで、「わかる」「できる」「楽しい」など、確かな学力を保障する授業づくりの推進。そして、国や県の諸調査を活用した「確かな学力」の伸長ですが、全国学力・学習状況調査、県学習定着度状況調査、町で実施いたします標準学力調査C R Tを

一体として活用しながら「確かな学力」の伸長を目指していきます。

次に、グローバル化社会において活躍できる人づくりを目指す外国語活動・英語教育の推進ですけれども、26年度はALTを3人体制にもっていきたいと思っておりますし、国のモデル事業に申し出をいたしまして、以上のことに取り組んでまいりたいと思っております。

3番目に、豊かな人間性を育成する学校づくりでございますけれども、道徳教育の充実、学級経営、生徒指導の充実、自然体験や社会体験など体験活動の一層の推進、学校適応支援の充実となっております。

4番目に、健やかな体を育成する学校づくりでございますけれども、体力向上、食育・健康教育の推進でございますけれども、運動能力や生活習慣の実態と課題を把握したり、地場産物を取り入れた学校給食の推進を図るとともに、「弁当の日」の取り組み等を実施してまいります。

5番目に、いわての復興教育の充実を図る学校づくりでございますけれども、「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進を進めてまいります。

6番目に、キャリア教育の充実を図る学校づくりでございますけれども、社会人、職業人として自立できるための「総合生活力」「人生設計図」の育成の推進。そして、関係機関等との連携をいかながら「北上川流域ものづくりネットワーク会議」などの協力によりまして、工場見学とか職場体験活動を実施してまいります。

7番目に、特別支援教育充実を図る学校づくりでございますけれども、特別支援教育の充実、適正な就学支援の充実、発達障害等への理解と支援の充実です。

8番目に、安全・安心な学校づくりについては、教育環境整備の推進、学校安全計画の見直しと整備の推進をやってまいりたいと思っております。

以上で、学校教育行政の方針と施策について、説明を終わります。

○ 新井田給食センター所長

学校給食センター運営方針でございます。

基本方針としましては、児童生徒が食に関する情報を正しく選択し、自らの健康を自らが管理していく「自己管理能力」を身に付けるということを目指しております。

運営目標でございますが、食育の推進、地場産食材の利用拡大、安全安心な学校給食の提供、給食財政健全化の推進、職員の資質向上、既存施設等の的確な維持管理を目標にして、やってまいりたいと思っております。

運営方針につきましては、食育の推進ということで、「栄養教諭」が学校に入り、子供達と色々勉強をしながらやっておりますが、非常に結果が表れており引き続き実施していきたいと思っております。

(2)の安全安心で魅力ある学校給食の提供ですけれども、献立について工夫に努めるとか、給食食材に関する情報を提供するとなっております。

(3)衛生環境の確保でございますが、「学校給食に関する衛生管理マニュアル」を厳守する事と、何か事があった時のための対応について常にシュミレーションをして、すぐ対応できるように職員一人ひとりが意識し、そのための資質の向上ということで、研修等も行っていきたいと考えております。

(4)広報活動の普及充実でございますが、皆様のご協力やご理解をいただく事で普及になってまいりますので、色んな機会を通して試食会や給食だよりを活

用して、広報に努めてまいりたいと思います。

(5) 学校給食費の効率的運用と公平負担でございますが、給食費を上手に使い適正な価格と方法で食材を購入する。さらに、給食費の未納を出さないことに努めることが大事だと考えております。

(6) 施設等の適切な維持管理でございますが、施設設備が古くなって不都合が出てきていますが、予防対策に努め、毎日点検をしながら使用しております。

運営の基本的事項ですけれども、稼働日数につきましては、一年間で202日間となっております。提供日数は小学校で173日、中学校では170日というところで、各学校で予定を立てていただいて給食を提供しております。

以上でございます。

○ 高橋生涯課長

生涯学習行政の方針と施策についての説明をいたします。

1の方針ですが、町民憲章の理念に基づき、町が目指す、楽しく活力ある「環境と福祉のまち紫波町」の実現に向け、学校、家庭、地域との連携を図り、住民の方々が主体的に取り組む環境等を整え、まちを担う人材の育成を基本方針とするものです。

第2の目標ですが、町民憲章を掲げております。

第3の重点施策ですが、町民憲章の実現に資する生涯学習分野6項目について掲げております。子どもの成長を見守る地域活動の支援では、教育振興運動と社会参加活動の推進を柱に、子どもの居場所づくり等の事業を行うものです。

快適に学び続けられる環境づくりでは、「くらし」の中の知識や、諸課題に対応した講座等の実施、学習情報の提供では、3月15日から5月11日まで、岩手県立博物館において、当町の比爪館遺跡をテーマにした企画展が開催されることとなっておりますので、その機会を捉えて、生涯学習セミナーを開催し、よりよい学習機会の提供を図ってまいります。

次に第3の学習成果を活かす場づくりでは、町芸術祭及び音楽祭の開催を通じて芸術等の鑑賞機会を図ってまいります。郷土文化的財産の保存と有効活用では、今月実施した発掘調査報告会はもとより、町の財産である文化財の展示、先人顕彰事業等を行うこととしています。

また、平成26年は、野村胡堂・あらえびす記念館の開館20周年にあたることから、記念式典、記念行事を予定しております。それから、開館20周年を記念し、「野村胡堂・あらえびす～「銭形平次」と「日本の音楽評論」を生んだ岩手の文士～」と題して、野村胡堂先生の代表作をはじめ、過去に雑誌等に掲載されたエッセイ、評論など新たに寄稿されたものや、音楽評論家としてのあらえびすの評論文章、林望さんのエッセイ、また、初公開となる日記「初めての里帰り」、大正9年に書かれたものですが、その一部を掲載した本を、5月中旬に発刊する予定で現在進めております。

スポーツに親しむ機会の提供では、町民憲章に掲げる「健康・体育」そして「交流」を図るため、スポーツ・レクレーション教室や大会等を開催いたします。

最後に、スポーツ競技力の向上では、平成28年に開催される「希望郷いわて国体」で、地元の選手が活躍する姿は、町民の方々に大きな感動と喜びを与えてくれます。そのために、県民体育大会や上位大会などに出場する選手及び競技団体への支援はもとより、次世代の選手である児童・生徒を対象とした、走る、跳

ぶなどの基本動作を習得する教室の開催や、トップアスリートと触れ合うことによるスポーツへの動機づけとなる事業を、財団法人紫波町体育協会及び各競技団体と連携を図り、選手の強化育成を行います。

なお、希望郷いわて国体の推進にあたって、ロードレースコースのフィニッシュ地点の整備を行い、併せて、希望郷いわて国体のPR活動を進めてまいります。以上が、生涯学習行政の方針と施策でございます。

- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
- 佐美教育長
国体の開催に向けて組織を作らなければなりません。今後、教育委員会で決定していただくこととなりますが、3人～5人体制で、27年のプレ大会に向けて、26年度はロードレースコースの整備など具体的な関わりが出てきますので、生涯学習においては「国体」がキーワードになると思っております。
また、ここ2～3年は、説明した施策の充実に取り組んでいきます。
- 高橋委員長
委員の皆様、よろしいでしょうか。
それでは、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第2号「平成26年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なしの」声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第5、議案第3号「平成26年度一般会計予算案（教育委員会分）について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第3号「平成26年度一般会計予算案（教育委員会分）について」であります。
さきほど、諸施策の重点化を図ったわけですが、これを骨子に委員長には3月議会で所信表明をしていただくこととなります。これらとの関係になりますが、この度、町長が紫波町議会定例会3月会議に、平成26年度紫波町一般会計予算を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育関係予算について意見を求められたものです。先ほど議案第2号で説明いたしました各課の方針と施策に照らし合わせ、審議をお願いするものであります。内容につきましては、各室長等が説明いたします。
- 中田学務室長
平成26年度一般会計予算（教育委員会分）ということで、一覧表を提出させ

ていただいております。教育費以外にも総務費や労働費等に、教育委員会が所管しております事務事業の予算が計上されております。26年度の合計額につきましては、14億228万3千円ということで、昨年度よりも6.9%の増となっております。この金額につきましては、紫波町全体の一般会計予算123億227万4千円のうち11.4%を占めているところでございます。

教育委員会の全体の予算の関係につきましては、以上でございます。

続きまして、添付しております一般会計歳出予算書をご覧ください。教育委員会分を抜粋しているものでございます。学務課が所管しております歳出予算について主な部分を説明させていただきます。

8ページをお開きください。1の教育委員会費でございます。報酬であります。教育委員報酬4名分といで139万9千円でございます。教育長につきましては、給料に計上されております。

次に2の事務局費でございます。報酬であります。外国語指導助手報酬2人となっております。25年度は1人でありましたが、26年度につきましては1名増ということで、2名となっております。これによりまして、正職員のALTを含め3人となり、小中学校に3人で交代しながら授業に入る体制づくりを行ってまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。報償費でありますけれども、事務事業第三者評価謝金ということで10万円計上しております。24年度の事務事業評価につきましては、岩手大学の塚野先生にお願いしました。塚野先生からは、エビデンス、根拠をもった評価が重要というご意見を頂戴しておりますので、25年度の事務事業評価にあたりましては、評価方法等につきまして、委員の皆様にご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

次に旅費でありますけれども、国際交流海外派遣旅費として303万円でございます。これは、引率者2名、中学生12名の旅費であります。中学生については、旅費と現地での滞在費の2分の1以内の助成という考え方で実施しております。

続きまして、需用費です。事業用消耗品費に452万4千円を計上しております。こちらは、全国学力・学習状況調査、県学調に該当にならない学年がありますので、町単の予算で学力検査を行うという考え方をしております。そのほか、児童生徒の心理検査用のアンケート用紙の購入費も含まれております。

10ページをお開きください。委託料の関係ですが、学校給食食材の放射線等測定分析業務委託料43万5千円です。環境マイスター紫波に委託しており、約200日分の業務委託料を26年度も計上しております。

次に負担金でありますけれども、地教委連関係の負担金100万4千円を計上しております。

また、11ページのワン・バイ・ワンサポート事業負担金40万円でございます。これは岩手大学の教育学部の学生が小中学校にはいって、学習指導、生活指導していただくということで、岩手大学との共同研究授業として実施しているものでございます。来年度も継続実施いたします。

また、紫波町児童・生徒各種大会参加費補助金150万円を計上しております。県大会以上に参加するクラブ等が対象になります。大会参加数増えますと、補正予算で対応していくことになるだろうと考えております。

続きまして、13ページをお開きください。工事請負費でございます。教室扇

風機設置工事費124万5千円を計上しております。25年度につきましては、中学校と中央の小学校に扇風機を設置しましたが、26年度につきましては、東西の小学校の普通教室に各2機設置する予定です。

次に2の教育振興費でございます。報酬であります。スクールヘルパー報酬11人分で、25年度と同じ人数となっております。複式学級指導講師報酬は、25年度と比較しまして1名減となっております。複式学級は増えていく見込みとなっておりますが、厳しい財政事情等もありまして、1名減となっております。県のすこやかサポートが配置にならない14人未満の学級で、教科の指導上、困難さが伴う変則的な複式学級に対し、町の単独予算で指導講師を重点配置することとしております。

次に報償費であります。いわての復興教育学校支援事業謝金として、2万円計上しておりますが、26年度は日詰小学校を対象にする予定です。これは、現地を訪問し復興の様子を学ぶ事業となっており、自動車借上料とあわせて合計20万円で取り組む予定としております。

次に、扶助費であります1千609万5千円でございます。特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級に在籍している児童の世帯に対しまして、給食費とか学用品等を支援しているものでございます。

また、就学援助費につきましては、生活保護世帯に準じ経済的に困りの世帯に対し給食費、学用品、修学旅行費等を支援するものです。また、被災地から転入してきた被災児童についても同様な措置となっております。

次に中学校費の教育振興費であります。報酬730万8千円、適応支援相談員報酬4人分でございます。紫波一中に2名、紫波二中・三中に各1名ずつ配置いたしまして、不適応の生徒のケアをしていくこととしております。また、スクールヘルパーにつきましては、紫波一中に2名の配置ということで、今年度と同様でございます。

次に報償費のなかに、いわての復興教育学校支援事業謝金、そして実践的防災教育総合支援事業謝金とありますが、これも先程説明いたしました日詰小学校と同様の内容の事業でございます。いわての復興教育学校支援事業につきましては、26年度は紫波三中が、実践的防災教育総合支援事業につきましては、紫波二中が取り組む予定です。これも、バス代と使用料の方に計上されておまして、それぞれ約20万円の事業費となっております。

そして扶助費2千316万円となっております。これも小学校と同じく、特別支援学級に在籍している生徒の世帯に対する支援、経済的に困窮している世帯に対する支援、被災児童の世帯への支援となっております。

次に学校建設費であります。紫波第一中学校の校舎のトイレについて、老朽化等により改修工事を行うものです。委託料に設計業務委託料、あわせて工事監理費も計上しております。

さらに、工事請負費といたしまして、5千700万円。大規模な工事になりますが、文科省の交付金事業で対応していく予定です。

また、紫波第二中学校プール改築工事設計業務委託料520万円となっております。

最後になりますが、幼稚園費でございます。私立幼稚園が、入園している世帯の所得額に応じ保育料を減免した場合、減免相当額の補助金を幼稚園に対して交付しております。また、町内の3つの私立幼稚園、日詰、赤石、あづま幼稚園に、

園の運営そのものに各35万円、合計105万円を補助しております。

また、幼稚園の通常の間外に預かり保育を実施しておりますので、その事業の経費といたしまして、1つの幼稚園に対しまして50万円、合計150万円を補助しております。

また、被災園児が入園している幼稚園に対しましては、減免相当額の補助金の交付を26年度も継続いたします。

以上が学務課に係る予算の詳細でございます。よろしくお願いたします。

○ 新井田給食センター長

給食センターにつきましては、2ページをご覧ください。総務費の関係でございますが、諸費のなかの過誤納付還付金753万円のうちの、3万円が給食費になっております。過年度分について、お返りする給食費が発生した時は、ここから返す事になっております。

次に28ページの給食センター管理費でございますが、需用費の施設修繕費に、雨漏り、床の補修費を計上しております。

工事請負費ですが、2千769万1千円。ボイラーの配管を全面的に改修する工事費を計上しております。

30ページの学校給食費のなかで、給食材料費がございますが、保護者の皆様から頂いております給食費を、材料費にまわすということになっております

さらに、資料に載っていない項目で、25年度までであったもので26年度は無くなっているものがございます。委託料のうちの精米業務を委託しておりました。25年度は173万円。今までは農協から直接米を買って、業者が精米しご飯を炊くことを委託しておりました。金額的には変わりませんが、26年度からはJ Aシンセラを通して米を買うことで、精米作業が不要となり精米委託料が無くなったものです。

以上でございます。

○ 谷地学習推進室長

生涯学習課に係る予算案について、主な部分をご説明いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。総務費の一般管理費でございます。19節負担金補助及び交付金のうちアンダーラインの部分、紫波町出会い支援協議会補助金27万円でございますが、若者の交流する機会の提供を図るため、出会い支援相談員の活動を支援するものでございます。

3ページをお開き下さい。勤労青少年ホーム費でございます。

8節報償費125万5千円につきましては、重点施策であるところの、現代課題に対応した魅力ある教室・講座の開設を図ろうとするものでございます。

4ページをお開き下さい。19節負担金補助及び交付金のうち、紫波町勤労青少年ホーム自治会運営費補助金50万円につきましては、若者の交流する機会の提供を図るため、会員による自治会活動を支援するものでございます。

続きまして、5ページから6ページでございますが、農業集落センター施設管理費でございます。水分及び赤沢公民館として使用しております施設の管理費でございます。総額167万1千円の計上でございます。

また、7ページにつきましては、林業センター施設管理費でございます。佐比内及び長岡公民館として使用しております施設の管理費でございます。総額22

4万9千円の計上でございます。いずれも快適に学び続けられる環境づくりを図るための予算計上でございます。

次に、18ページをお開き下さい。社会教育総務費でございます。

1節報酬のうち社会教育指導員報酬152万4千円につきましては、教育振興運動、社会参加活動の推進を図ろうとするものでございます。

19ページをお開き下さい。文化財専門調査委員報酬236万1千円につきましては、文化財保護のための必要な調査等を行なう専門職員のものでございます。8節報償費でございます。研修会等講師謝金21万円、家庭教育講演会等講師謝金34万5千円につきましては、教育振興運動、社会参加活動に係るものでございます。最後の講師等謝金につきましては、野村胡堂・あらえびす記念館の事業にかかるものでございます。26年度は開館20周年にあたる年でありまして記念式典等にかかる予算等も盛り込んでいるものでございます。

20ページをお開き下さい。13節委託料のうち、しわ未来塾事業実施委託料26万円につきましては、現代課題に対応した魅力ある教室・講座の開設を図ろうとするものでございまして、新規事業でございます。

21ページをお開き下さい。記念館図録出版業務委託料200万円につきましては、20周年を記念した本の出版事業です。平成25年度からの継続事業でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、紫波町連合婦人会補助金18万円、紫波町芸術文化協会補助金8万円、紫波町芸能保存会補助金22万5千円につきましては、各団体の活動支援を図ろうとするものでございます。

22ページをお開き下さい。公民館費でございます。

1節報酬2千750万1千円につきましては、公民館関係職員の報酬でございます。8節報償費のうち、公民館各種行事講師等謝金380万3千円につきましては、現代課題に対応した魅力ある教室・講座の開設や学習成果、活動成果の発表機会の提供を図るものでございます。また、読書感想文コンクールとおすすめPOPコンクールに係る予算につきましては、教育振興運動の全県共通課題であります読書活動の推進を図ろうとするものでございます。

23ページをお開き下さい。15節工事請負費2千898万2千円につきましては、古館公民館と平成22年度に整備した施設との接続と、調理実習室を拡充し、安全で快適な学習施設の提供を図ろうとするものでございます。

25ページをお開き下さい。保健体育総務費でございます。1節報酬のうち国体推進嘱託員報酬133万8千円につきましては、岩手国体の開催に向けた事務局の体制整備を図るものでございます。

26ページをお開き下さい。13節委託料でございますが、スポーツレクリエーション事業委託料1千265万8千円につきましては、町民の健康、体力向上を図ろうとするものでございます。また、県民体選手派遣業務委託料464万4千円につきましては、競技者及び競技団体の支援を図るものでございます。国体施設整備設計業務委託料及び15節国体関連施設整備工事費1億4千558万4千円につきましては、ロードレースコース拠点整備を行なうものでございます。19節負担金補助及び交付金ですが、紫波町体育協会補助金2千133万3千円につきましては、今年度不在でありましたトレーナーの人件費や、国体推進体制の必要経費等をもりこんだものでございます。

27ページをお開き下さい。岩手国体紫波町実行委員会運営負担金445万円で

ございます。これにつきましても、現在の準備委員会から実行委員会へ格上げし推進体制の整備を図ろうとするものでございます。

最後に体育施設費でございます。総額で4千759万4千円の予算計上でございます。重点施策でありますところの、スポーツに親しむ機会の提供を図ろうとするものでございます。

主なものとしたしまして、学校体育施設開放に係る経費、多目的スポーツ施設及び周辺のスポーツ交流公園の管理にかかる経費でございます。総合体育館及び運動公園管理業務委託料につきましては、指定管理料でございます。

以上が生涯学習課に係る予算の詳細でございます。よろしくお願いいたします。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

○ 高橋委員長

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第3号「平成26年度一般会計予算案（教育委員会分）について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なしの」声あり。）

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案に同意することに決定いたしました。

○ 高橋委員長

次に、日程第6、議案第4号「紫波町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第4号「紫波町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について」であります。

この度、町長が紫波町議会定例会3月会議に、当該議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会に意見を求められましたので、審議をお願いするものです。内容につきましては、生涯学習課長が説明いたします。

○ 高橋生涯学習課長

「議案第4号 紫波町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について」の補足説明をさせていただきます。

本案は、従来、教育委員会が委嘱する社会教育委員の委嘱基準については、社会教育法により定められておりましたが、このたび「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会教育法が改正され、地域の実情に応じ、社会教育委員の委嘱の基準を地方自治体の条例で定めることとされたことにより、紫波町社会教育委員設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございます。

第2条に社会教育委員の委嘱基準として、第1号に、学校教育及び社会教育の関係者、第2号に、家庭教育の向上に資する活動を行なう者、第3号に学識経験者を委嘱の基準として規定しております。これらの基準は、改正前の社会教育法第15条の規定を、本条例に規定しております。その他、現行の第2条を第3条に繰り下げ、以降の条項も繰り下げますのでございます。施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第4号「紫波町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なしの」声あり。)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案に同意することに決定いたしました。

以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

事務局から説明願います。

(事務局からの事務連絡等)

- ・平成26年紫波町議会定例会3月会議の日程、一般質問について

(小田中教育部長)

- ・次回会議の日程調整について (中田学務室長)

調整結果：平成26年2月27日(木)午後5時

○ 高橋委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成25年度第12回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後6時20分)